

解説

課徴金事例集の公表と 開示検査の傾向について

証券取引等監視委員会事務局開示検査課課長補佐 あお さき 青崎 みのる 稔

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成24年7月6日に「金融商品取引法における課徴金事例集」を公表した。本事例集のうち、インサイダー取引に係る事例については、本誌平成24年11月号に解説が掲載されたところであるので、本稿では開示検査に係る事例について解説したい。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1 開示検査の傾向

平成17年4月に課徴金制度が開始されて以降、証券監視委は平成24年6月までに開示規制違反に対して、計64件、計59億7,695万9,980円の課徴金納付命令勧告を行った。内訳は「開示書類の虚偽記載等」に対するものが計61件、「開示書類の不提出」に対するものが計3件である（表1参照）。なお、個別事案での課徴金の最高額は、平成20年に有価証券報告書等の虚偽記載に対して課した15

億9,457万9,999円である。

平成23年度は、開示規制違反に対して、計11件、計5億6,925万円の課徴金納付命令勧告を行った。このうち9件は、発行開示書類の虚偽記載及び継続開示書類の虚偽記載であり、その態様は、売上の前倒し計上、架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上、債務保証損失引当金の不計上、無形資産（のれん、ソフトウェア）の過大計上、一般管理費の過少計上等と多岐にわたっている。また、残りの2件は、届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに募

集を行って有価証券を取得させた事案に対して課徴金勧告を行ったものであるが、これは平成20年の金融商品取引法改正により新たに課徴金対象となった開示義務違反類型に対して勧告を行った初の事例であった。

これまでに勧告件数の多かった継続開示書類の虚偽記載について、上場市場別にその傾向をみると、各市場に満遍なく対象企業がみられるものの、数としては、東証（28社）及び大証（26社）の上場会社に対する勧告が多い結果となっている。また、平成23年度は、本則市場銘柄1社、新興市場銘柄7社に対して勧告を行ったため、累計では本則市場銘柄（31社）よりも新興市場銘柄（33社）が多い（次頁の表2参照）。上場企業のうち新興市場銘柄は3分の1程度しかないことも考えれば、新興市場銘柄に対する勧告の比率が高い傾向にあることが分かる。このような背景としては、新興市場企業の場合、会社規模が小さく事業部門も少ない

（表1）開示規制違反に対する課徴金納付命令勧告件数（単位：件）

年度	18	19	20	21	22	23	24	計
開示書類の虚偽記載等	3	8	11	9	18	9	3	61
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	6
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	3	30
両方（発行、継続）	1	3	5	2	8	6	0	25
開示書類の不提出	-	-	0	0	1	2	0	3
無届募集	-	-	0	0	0	2	0	2
継続開示書類の不提出	-	-	0	0	1	0	0	1

（注）年度とは、当年4月～翌年3月をいう。ただし、24年度は6月15日まで（以下において同じ）。

(表2) 「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の市場別分類(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	計
東証計	0	5	3	4	12	2	2	28
東証1部	0	4	2	2	4	0	1	13
東証2部	0	1	0	0	1	0	0	2
マザーズ	0	0	1	2	7	2	1	13
大証計	2	4	8	4	5	3	0	26
大証1部	0	1	2	0	2	0	0	5
大証2部	0	0	2	1	0	1	0	4
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	0	17
名証計	0	0	1	1	0	1	0	3
名証1部	0	0	1	1	0	0	0	2
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	1
札証計	0	0	2	0	0	2	1	5
札証(本則)	0	0	2	0	0	0	1	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	2
福証(本則)	0	0	2	0	0	0	0	2
本則市場計	0	6	11	4	7	1	2	31
新興市場計	2	3	5	5	10	7	1	33
年度別計	2	9	16	9	17	8	3	64

(注) 複数の市場に上場している上場企業があるため、各年度の合計数と違反行為者数が一致しないものがある。

(表3) 「継続開示書類の虚偽記載」に係る違反行為者(発行者である会社)の業種別分類(単位:社)

年度	18	19	20	21	22	23	24	計
建設業	2	1	3	0	0	1	0	7
食料品	0	0	0	0	1	0	0	1
機械	0	0	3	0	0	0	0	3
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	4
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	1
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	2
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	15
卸売業	0	0	2	3	2	0	0	7
小売業	0	2	0	1	0	0	0	3
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	1
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	1
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	9
年度別計	2	8	11	8	15	8	3	55

(注) 業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

ため、特定部門における不適正な会計処理が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいこと、また、経営トップや中核部門の幹部の発言力が圧倒

的である一方で、管理部門が脆弱であることが多いため、不適正な会計処理やその発覚の遅れにつながりやすいことが挙げられる。

また、業種別にみると、情報・通信業が15件、サービス業が9件、卸売業が7件、建設業が7件といったところが目立っている(表3参照)。開示検査の対象の抽出は、様々な情報と財務分析を基に、嫌疑の高い先から選定しているため、当初から特定の業種を対象にしているわけではない。そうした中、勧告件数の多い業種があるのは、これらの業種で経営不振の会社が手を染めやすい背景があるのかもしれない。例えば、情報・通信業においては、ソフトウェア等の売上計上に関して、売上対象物が有体物ではないことを悪用した不正が多数あり、また、外部の協力会社を伴う例も多い。IT業界については、平成17年に日本公認会計士協会が監査上の問題について報告書(「IT業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告「情報サービス産業における監査上の諸問題について」」)をまとめるなど、かねてから不適正な会計処理につながりやすい業界の特質が指摘されてきたところであり、引き続き、業界関係者の認識の向上が重要な課題となっているといえるだろう。

2) 個別事例の概要

今回の事例集においては、開示書類の虚偽記載に係る課徴金納付命令の勧告事例を7件、有価証券の無届募集に係る勧告事例を2件、有価証券報告書の不提出に係る勧告事例を1件、紹介している。本稿では、そのうち3事例を紹介したい。なお、具体的な虚偽記載の態様等及び他の事例については、証券監視委ウェブ

サイト（http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120706-1.htm）に掲載されている事例集本体をご覧ください。

○ 電気機器業を営む大証ジャスダック上場企業による虚偽記載（事例21）

本件は、当社の営業担当社員が、当社から与えられた売上計画の達成への重圧等から、証憑類を偽造する等の行為を繰り返し、不適正な会計処理を行ったものである。

当社は、受注等の減少により財務状況が悪化していたため、売上計画の達成を社員に対し厳しく課していた。重圧を受けた営業担当社員は、

①取引先からの受注が見込みの段階であるにもかかわらず、取引先から注文書を前倒しで入手したり、自社において注文書を偽造したりし（売上の前倒し計上）、また、②取引先からの受注がないにもかかわらず、注文書と受領書を偽造し（架空売上の計上）、さらに、③取引先から取り消された注文について、取消しの手続を行わなかったものである（売上の取消し処理の未済）。（図1参照）

○ 情報・通信業を営む札証アンビシャス上場企業による虚偽記載（事例23）

本件は、当社の連結子会社が取引先に価格をかさ上げた見積書を作

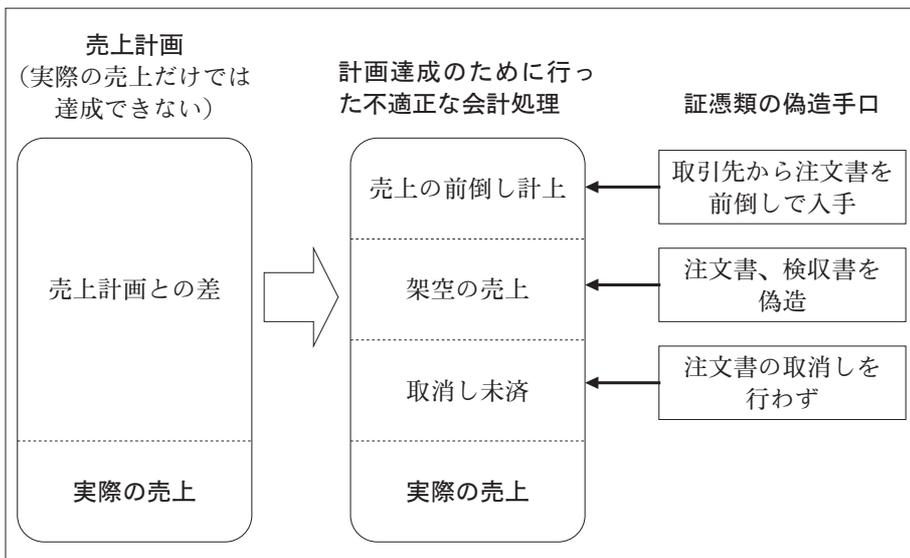
成させてソフトウェアを過大計上するとともに、一般管理費の過少計上等の不適正な会計処理を行ったものである。

当社の連結子会社（A社）は、メール広告配信事業を展開するため、業務委託先（B社）にソフトウェアの開発を依頼した。このソフトウェアの取得原価は3,000万円相当であったが、A社は利益をかさ上げするため、価格を6,000万円とする虚偽の見積書をB社に作成させ、6,000万円のソフトウェア資産を計上した。この際、A社はB社の同業他社に依頼して6,000万円を上回る価格の相見積りを作成させ、ソフトウェアの資産価値が妥当であるかのように装った。（図2参照）

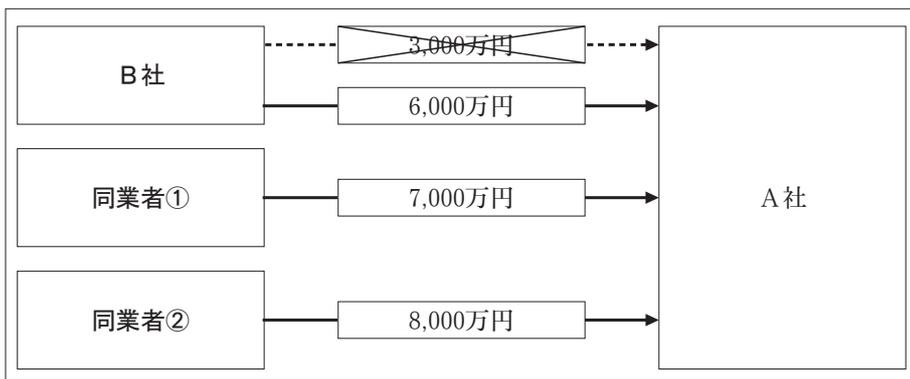
しかし、A社による当該事業の配信実績は虚偽であり、このソフトウェアを事業に利用した形跡や、事業に係る契約締結等の事実はなく、また、将来の収益獲得が確実であると認められることを立証できる証憑もなかったことから、本来、ソフトウェアは一般管理費（研究開発費）として期間費用処理すべきものであった。この結果、A社はソフトウェア資産の過大計上及び一般管理費の過少計上により、四半期純損益が過大計上されたものである。

○ 金の採掘等を事業目的とする非上場企業による無届社債券の募集（事例25）

本件は、発行価額の総額が1億円以上となる社債券の発行に当たり、50名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったにもかかわらず、発行者が「有価証券の募集」の届出を行わなかったものである。



（図1）



当社は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」になると考え、不特定多数の者へ電話勧誘を行った上で、社債券の回号ごとの取得者数が49名以下となるように発行数を調整し、また、回号ごとに利率を0.001%単位で変えていた。

しかし、当社は、勧誘時点では社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、実態は償還期間の違う4種類の社債券について同時に平行して取得勧誘をしており、加えて勧誘の際、勧誘人数を49名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていたことから、届出が必要な「有価証券の募集」に該当するものと認められたものである。

3 開示検査の今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るよう努めることが今後の課題となっている。

① 迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の開発・改善、研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き、市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても開発・改善を行う。

② 上場企業等が虚偽記載等を行った場合、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、当該企業により設置される第三者委員会が担う役割の重要性も踏まえ、企業自身による適正な取組みを促す。

③ 市場監視機能強化の観点から、日本公認会計士協会や金融商品取引所等との間で、虚偽記載事例等に関する当委員会の問題意識や関連情報の共有等により、連携を強化するとともに、虚偽記載事例等に関する分かりやすい対外的な情報発信に努める。

④ 株式や社債等の無届募集については、金融庁の行政部局等との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止め命令の申立て（金融商品取引法第192条）の活用も含め、適切に対応する。

⑤ IT化が進展する中、開示検査においても、パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化といった作業が重要となっているため、この作業に必要な体制整備に取り組んでいく。

4 おわりに

公正・透明な証券市場を支えるのは、適正なディスクロージャーであることは言うまでもない。財務諸表の作成責任は、一義的には企業の経営者にあるが、各企業が適正な開示を行うためには、会計監査人や引受証券会社、証券取引所等の開示企業を取り巻く市場関係者が、それぞれの役割を果たしていくことが重要で

ある。このうち会計監査人については、公認会計士法等において、財務諸表に対する適正な監査が求められていることに鑑みれば、より大きな責務を有しているものといえるだろう。公認会計士の方々が、本事例集を日常の監査業務を行う中で参考にされ、より適正な開示につながるようになれば幸いである。